

ニュージーランドにおけるアーキテクトの登録制度の概要

※ 以下の内容は、NZRAB の資料やホームページに掲載された事項に基づいて作成したものである。制度の詳細については、これらの組織等のホームページや窓口への問合せなどにより情報を得ることが望ましい。

1. ニュージーランドでのアーキテクト登録に関する規制・登録機関

- ① アーキテクト登録については、登録アーキテクト法（Registered Architect Act 2005、2005年改正・2006年施行）により規制されている。
- ② ニュージーランド登録アーキテクト委員会（NZRAB）は、登録アーキテクト法（Registered Architect Act 2005）に基づき、アーキテクトの登録やウェブサイト上のアーキテクトの登録簿の管理を行う。また、必要に応じて懲戒処分を行う権限を有する。
- ③ 登録アーキテクトでなければ「アーキテクト」の呼称を使って建物の設計や工事監理などを行ってはならない。

2. アーキテクト登録の方法・要件

1) 登録アーキテクトとして登録するための基準

登録のためには、登録アーキテクトの基準を全て満たしていることを示さなければならない。登録アーキテクト法（Registered Architect Act 2005）に基づく登録アーキテクト規則（Registered Architects Rules 2006）において、登録アーキテクトの基準として、アーキテクトに求められる業務能力とその範囲、条件などが定められている。（別紙【1】参照）

2) 初めて登録を受ける場合の手続き

4つのパターン（パスウェイ）があり（別紙【2】参照）、申請者各々の学歴や実務経験、過去の登録履歴の有無等によって手続きが異なる。

3) 指定の大学*の建築に関する学歴と必要な実務経験を有する場合の手続き<パスウェイ1>

*ニュージーランドの大学に加え、オーストラリア、シンガポール、香港の大学もある。

- ① （一般的に140週間の）実務経験を列挙したもの（Project Record Form）、実務事例（Case Study）（別紙【3】参照）、申請書類、チェックリストの提出
- ② 手数料の支払い \$2,081.50
- ③ 二人の審査員による申請者の技能、知識、姿勢、経験等に関する面接（professional conversation）。自分の関わったプロジェクトの内容や役割についての説明を通じて登録基準を満たしていることを説明する。最長3時間。（別紙【4】参照）
⇒ 審査員は面接終了後に最終的な審査結果を決定し、NZRABに報告。

3. 他国のAPECアーキテクト登録者がニュージーランドのアーキテクト登録を行う場合<パスウェイ4*>

- ① 審査はNZRABが行う。
- ② 申請者は申請書に必要書類（ホームエコノミーにおける登録証明書、履歴書又は職歴書、APECアーキテクト登録証コピー、APECアーキテクト申請時の提出書類）を添付して提出すると共に手数料\$632.50を支払う。
- ③ ニュージーランド固有の建築設計プロセスについての理解度を確認するための面接を受ける。<パスウェイ1>の場合に課される学歴要件、実務経験要件及び実務経験に関する面接審査は免除される。
- ④ <パスウェイ4>の受付は、随時行われ、申請受付後一定期間内に審査を実施。NZRAB登録はNZRAB委員会（年4回）で決定する。審査結果時に、合格通知及び合格者あて年間登録料の請求が行われ、支払が完了すると登録が完了する。
- ⑤ 審査結果については再審査申請等が認められている。

*パスウェイ4の詳細については、NZRAB及び当センターのHP（<http://www.jaeic.jp>）をご参照下さい。

4. 登録及び登録更新について

登録後はニュージーランドのアーキテクトと同じ取扱い。毎年更新（年間登録料：NZ\$644.00）。また5年内毎に更新基準（CPD実績など）を満たしているか委員会の評価を受けなければならない。

【別紙】

【1】登録アーキテクトの基準

登録アーキテクトの基準は、「登録アーキテクト規則」の第7号(2)に、a. ～p. の16項目にわたって定められている。

その内容は、発注者からの要求に基づいて、建築物の概念設計から、設計、建設、完成までの各段階にかかる各種文書作成・管理と、各関係者との間の情報伝達・調整を倫理規範や法令上の基準・条件に従って適切に行う能力を含んでいる。業務には、費用見積り、スケジュール管理、建築物の品質管理、各種契約締結、運用に向けた情報の整理等が含まれる。これらのうち設計・計画業務については「複合建築物（complex building）」を対象とした能力が必要とされている。

「複合建築物」の定義は、上記規則第6号にあり、(a)高層又は長スパン、(b)用途、空間構成、構造又は外形について複合的・複雑・挑戦的、(c)環境（自然、都市、地域）に対して顕著な影響を与える、の3つの要件に該当する建築物とされている。

【2】登録審査の4パターン

<パスウェイ 1> ニュージーランド、オーストラリア、シンガポール、香港で認定された建築の学位を取得し（あるいは同等認定書を有）、一定の実務経験を有する者

<パスウェイ 2> 認定された建築の学位がない、かつ／又は一定の実務経験がない者

<パスウェイ 3> 以前に（ニュージーランド）でアーキテクトとして登録していた者

<パスウェイ 4> 二国間協定等を締結している日本、シンガポール、又は台湾の APEC アーキテクト

【3】受験資格要件（<パスウェイ 1>の場合）

（1）学歴要件（Recognized Qualifications）

ニュージーランド国内の大学（オークランド大学、ヴィクトリア大学ウェリントン校など）や、オーストラリア国内の大学（キャンベラ大学、シドニー大学など）に加え、シンガポール、香港にある特定の大学の建築学位（卒業）

あるいは

NZRAB が発行する同等証明書(Equivalency Certificate)若しくは受験資格証明書(Eligibility Certificate)、又は AERB（アーキテクト登録・教育委員会）発行の特別認定書

（2）実務経歴要件（Practical Experience Requirements）

- ① 140 週間（2年半強）の実務経験（うち、95 週（2年弱）は大学卒業後）
- ② 45 週間以上はニュージーランドの登録アーキテクトのもと（雇用関係）での実務経験
- ③ その他、実務経験に含む業種や卒業後の研究業務に関する扱いなどの取扱い基準がある。

【4】実務経験に関する面接審査（professional conversation）

実務経験の面接審査では、申請者が提示する1～3の実務事例に基づき、次のような各段階における実務経験が審査される。

A：プロジェクト初期（設計・計画前の段階）

E：契約文書と調達

B：設計段階

F：契約管理及び記録

C：プロジェクトの評価と情報伝達

G：法定の要件

D：詳細設計

H：実施指導と職場の管理